

和歌山県民文化会館 駐車場 定期券交付申請書（定期駐車用）			
申 請 日		年	
		月	
		日	
和歌山県民文化会館 指定管理者 一般財団法人和歌山県文化振興財団理事長 様 申請者 住 所 〔郵便番号 ー 〕 ふりがな 氏 名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号) 和歌山県民文化会館駐車場の定期券の交付を受けたいので申請します。			
種 別		普 通 ・ 小 型 ・ 軽	
車 名			
乗用・貨物用の別		乗 用 ・ 貨物用	
自動車登録番号			
自 動 車 の 長 さ		メートル	
自 動 車 の 幅		メートル	
自 動 車 の 高 さ		メートル	
所有者の住所・氏名・電話番号		〔 住 所 〕	
【法人については、主たる事務所の住所・名称・代表者名・電話番号】		〔 氏 名 〕	
		〔電話番号〕	
利 用 期 間		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
緊急時の連絡場所、携帯番号		〔連絡場所〕	
		〔携帯番号〕	
※発行番号		※使用料	

〔注意事項〕

申請時は、『車検書のコピー』と『誓約書』を併せて提出してください。

和歌山県民文化会館 駐車場 誓 約 書（定期駐車用）	
誓 約 日 年 月 日	
和歌山県民文化会館 指定管理者 一般財団法人和歌山県文化振興財団理事長 様 申請者 住 所 〔郵便番号 — 〕 氏 名 電話番号 私は、和歌山県民文化会館駐車場を、期間を定めて毎月使用するにあたり、和歌山県民文化会館設置及び管理条例、管理規則、管理規程及び、下記事項を遵守します。 これらに違反したときは、定期駐車 of 承認を取り消されても異議を申し立てません。	
自動車登録番号	
駐 車 料 金	月 額 1 3 , 8 0 0 円
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
1 定期駐車料金は前納とし、毎月の定期駐車料金は、その前月の26日までに納付します。 2 1ヵ月に満たない利用期間については、1ヶ月分を納付します。 3 登録車以外の車両は駐車しません。登録車に変更が生じたときは、直ちに届け出て訂正を受けます。 4 駐車場内では、すべて係員の指示に従います。 5 定期駐車の利用権を第三者に譲渡しません。 6 駐車場への入場は、必ず定期券優先入口を使用します。 7 定期券を紛失したときは、定期券の再発行を受けるまでの期間、一般駐車料金を納入します。 8 定期券を忘れ、一般駐車券で入庫した場合は、一般駐車料金を納入します。 9 定期駐車料金が改定されたときは、改定後の額を納付します。 10 駐車場における車両、その付属装着物、積載物の盗難・紛失・毀損については一切責任を問いません。	

引落手数料

無料

2回目以降の定期駐車料金のお支払いは
 便利な「紀陽銀行 口座引落」をご利用ください

記入例

預金口座振替依頼書

株式会社 紀陽銀行 御中

2021 年 4 月 10 日

収 納 者 名		一般財団法人 和歌山県文化振興財団		料金等の種類	駐車場料金
預 金 者	(フリガナ) 氏 名	ケンブン ハナコ 県 文 花 子			預 金 者 お届け印
契 約 者	住 所	郵便番号 (電話 -)			印
	(フリガナ) 氏 名	※この覧は、預金者と契約者が異なる場合のみ記入			
(参考)契約者番号			※記入不要		

私は上記の料金等をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約のうえ
 依頼します。

金 融 機 関 名	紀 陽 銀 行										支 店											
	0	1	6	3																		
指 定 口 座	種 目		1	普 通	口座番号																	
			2	当 座																		
振 替 日	会社の指定する日 (銀行の休業日の場合は翌営業日)																					
振替開始月(予定)	年 月										※記入不要											

(補足)

預金口座振替依頼書は、駐車場管理事務所でお受取りください。

和歌山県民文化会館 駐車場
利用廃止届（定期駐車用）

申 請 日 年 月 日

和歌山県民文化会館 指定管理者
一般財団法人和歌山県文化振興財団理事長 様

申請者 住 所 〔郵便番号 ー ー ー〕

氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

和歌山県民文化会館駐車場の定期駐車をやめたいので届け出ます。

種 別	普 通 ・ 小 型 ・ 輕
-----	---------------

自動車登録番号

所有者の住所・氏名・電話番号

〔住所〕

【法人については、主たる事務所の
住所・名称・代表者名・電話番号】

〔氏 名〕

〔電話番号〕

定期券の有効期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

※ 備考

[定期券発行番号 一]

[料金納付方法 ー 現金 ・ 口座振替]

〔注意事項〕

- 1 利用廃止届は、「利用している月の末日まで」に、駐車場管理事務所に提出してください。
月をまたいでの提出は、その月の利用の有無に関わらず駐車料金をお支払いいただきます。
- 2 駐車料金の還付を受ける場合は、「利用料金還付申請書(認印必要)」を提出してください。

- 1 還付の際、当申請書と同一の「認印」が必要になりますので、必ずお持ちください。
- 2 申請時は、「利用廃止届」又は「一時休止届」も併せて提出してください。

和歌山県民文化会館 駐車場

定期駐車一時休止届（定期駐車用）

申 請 日

年

月

日

和歌山県民文化会館 指定管理者
一般財団法人和歌山県文化振興財団理事長 様

申請者

住 所

〔郵便番号

—

〕

氏 名

電話番号

（携帯番号）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

和歌山県民文化会館駐車場の定期駐車を一時休止したいので届け出ます。

定期券発行番号

定期券の有効期限

年

月

日 から

年

月

日 まで

休 止 事 由

休 止 期 間

年

月

日 から

年

月

日 まで

※ 備 考

〔 料金納付方法 — 現 金 ・ 口座振替 〕